

最終更新日：2006年6月29日

日本アンテナ株式会社

代表取締役社長 瀧澤 一郎

問合せ先：管理部 TEL:03-3893-5232

証券コード:6930

<http://www.nippon-antenna.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、①経営環境の変化に迅速にかつ的確に対応できる意思決定と有効かつ効率的な業務遂行による企業価値の向上、②株主に対する経営の透明性、③コンプライアンス重視、を目指したコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と認識しております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(千株)	割合(%)
瀧澤 さよ	2,773	19.40
瀧澤 一郎	753	5.27
瀧澤 豊	564	3.95
株式会社 りそな銀行	500	3.50
株式会社 みずほ銀行	499	3.49
ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト	419	2.93
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティー ジャスデック アカウント	381	2.66
横山 惣三郎	365	2.55
クラリオン株式会社	365	2.55
日本アンテナ社員持株会	359	2.51

※ 有価証券報告書に準じて所有株式数は千株単位で表示しております。

※ 割合：発行済株式総数に対する所有株式数の割合

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	電気機器
(連結) 従業員数	1000人以上
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特別な事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

- ・ 現行の体制において、取締役会は経営の基本方針及び経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の監視・監督を行う機関として適切に運営されております。
- ・ 社外監査役2名を含む監査役全員が取締役会に出席し業務の執行状況を監視しており、社外のチェックという観点からも、経営の監視機能が十分に機能する体制となっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、定期的に会計監査人と意見交換、情報聴取等を行い、監査の経過、内容につき報告を受け、会計監査の方法及び結果について逐次把握するようにしております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査部門として「内部監査室」を設置しております。

監査役は、内部監査部門と情報交換に努め、また必要に応じて監査に立会うなど連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保することにしております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
秋山 泰夫	弁護士									○
日野 実	税理士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
秋山 泰夫	当社が顧問契約している法律事務所の弁護士	監査体制の強化。特に法律専門家として当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であり、また客観的立場から適切な監査が行える。
日野 実	当社との利害関係は一切有りません。	監査体制の強化。特に税務会計面における専門家として当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であり、また客観的立場から適切な監査が行える。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

直前事業年度に開催された取締役会及び監査役会への社外監査役の出席状況は、ほぼ100%に近い出席率になっております。出席の監査役からは適宜、経営判断の参考となる適切な意見やアドバイスを受けております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、月例定額報酬としております。この他に業績に応じて役員賞与を考慮しておりますが、他の特別なインセンティブの付与は実施しておりません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

当事業年度における取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役に支払った報酬総額 87 百万円

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

- ・監査役が必要とした場合は、監査業務の支援のため補佐するスタッフを置くこととしております。
- ・取締役会の開催に際し、法的重要案件等については事前に監査役に情報を提供・説明し、監査役の適切な意見・アドバイスを受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

- ・当社は、取締役会を経営の基本方針及び経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の監視・監督を行う機関と位置づけ、毎月1回の定例開催及びより機動的な臨時開催により、重要事項をすべて付議し、十分な情報・資料をもとに慎重な討議を経た上で決議を行っております。
- ・当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は3名で構成されており、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名であります。監査役は、全員取締役会に出席し、また、常勤監査役については他の業務執行に関する会議にも出席し、また、適切な監査も行ってあり、取締役の職務執行状況及び当社の業務執行状況を十分監視できる体制となっております。
- ・内部統制の面では、内部監査室による計画的な監査の実施により、業務活動の妥当性や法令等の遵守状況のチェックを行い、内部統制の徹底を図っております。内部監査の結果については、監査役にその都度報告する体制となっております。
- ・会計監査につきましては、中央青山監査法人と監査契約を締結しております。
当事業年度において業務を執行した同監査法人の公認会計士の氏名及び監査業務に関わった補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数

指定社員: 田村浩三(4年)、指定社員: 東田夏記(1年)

会計監査業務に関わった補助者の構成

公認会計士 8名、会計士補 4名

当事業年度における監査法人に対する監査報酬は 20 百万円であります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
IR資料の ホームページ掲載	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・URL・・・http://www.nippon-antenna.co.jp/ ・情報の種類・・・決算公告、決算短信、決算説明、有価証券報告書、財務情報、 適時開示資料、英文決算情報等
IRに関する部署 (担当者)の設置	—	<ul style="list-style-type: none"> ・IR担当部署・・・管理部 ・IR担当役員・・・取締役管理本部長 宇波 浩 ・IR事務連絡責任者・・・管理部 栗原 伸夫

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、 CSR活動等の実 施	環境活動方針及び行動指針を作成し公開（ホームページに掲載）しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成18年5月施行の会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、必要な体制の整備を進めております。体制整備の状況は次のとおりです。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス担当取締役を置き関係規程の制定・整備、さらに行動指針を定めたコンプライアンス小冊子の制定等を行い啓蒙教育活動を実施するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置、定例的に開催することにより法令等遵守状況を確認し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っております。
- (2) 取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、また必要に応じ監査役の意見を求め或いは外部の専門家を起用しアドバイスを受け、違反行為の未然防止に努めております。
- (3) 内部監査室による計画的な監査の実施により、業務活動の妥当性や法令等の遵守状況のチェックを行い、内部統制の徹底を図っております。
内部監査の結果は、監査役にその都度報告する体制をとっております。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムを整備するため、「内部通報規程」を制定しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については適正に記録し、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」に従い適切に保存及び管理を行い、常時閲覧可能な状態にしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理部担当取締役をリスク管理総括責任者と定め、各部門担当取締役と共にカテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」、「品質管理規程」、「安全衛生規程」、「非常災害対策規程」等に加え必要なリスク管理規程を新たに制定することにしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しております。また、目標達成のための活動として取締役、監査役及び各事業部門長により構成された予算委員会において、定期的に各事業部門長より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるなどして、効率的な業務の遂行を図っております。
- (2) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制の基礎として、取締役会を月1回定例開催するほか、必要に応じて機動的に臨時開催しております。取締役会には経営の基本方針及び経営に関わる重要事項のすべてを付議し、十分な情報・資料をもとに慎重な討議を経て決議しております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌、職務権限規程等に定められた責任体制及び執行手続に則り業務を遂行しております。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への稟議・報告制度による子会社経営の管理を行っており、また個々の子会社を所管担当する取締役及び担当部署は、子会社の業務執行状況を十分に把握し、損失の危険及び法令違反等の発生防止に努めております。
- (2) 内部監査室等による子会社への往査及び監査法人による国内外の重要子会社への往査を通じて業務執行状況の監査を実施しております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合は、監査の支援のために補助すべき使用人を置くこととしております。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に影響を与える重要な事項があれば監査役会にその都度報告し、また監査役会の定めるところに従い監査役の要請に応じて必要な事項の報告及び情報提供を行っております。

(2) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び他の業務執行に関する重要会議に出席しております。

(3) 監査役は、会計監査人、内部監査部門等と情報交換を行い、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性確保に努めております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特別な買収防衛策というものは導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制の構築が強く求められている今日、先に定めた「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき体制の整備を図り、コーポレート・ガバナンスを一層充実させてまいります。

【 参考資料：模式図 】

